

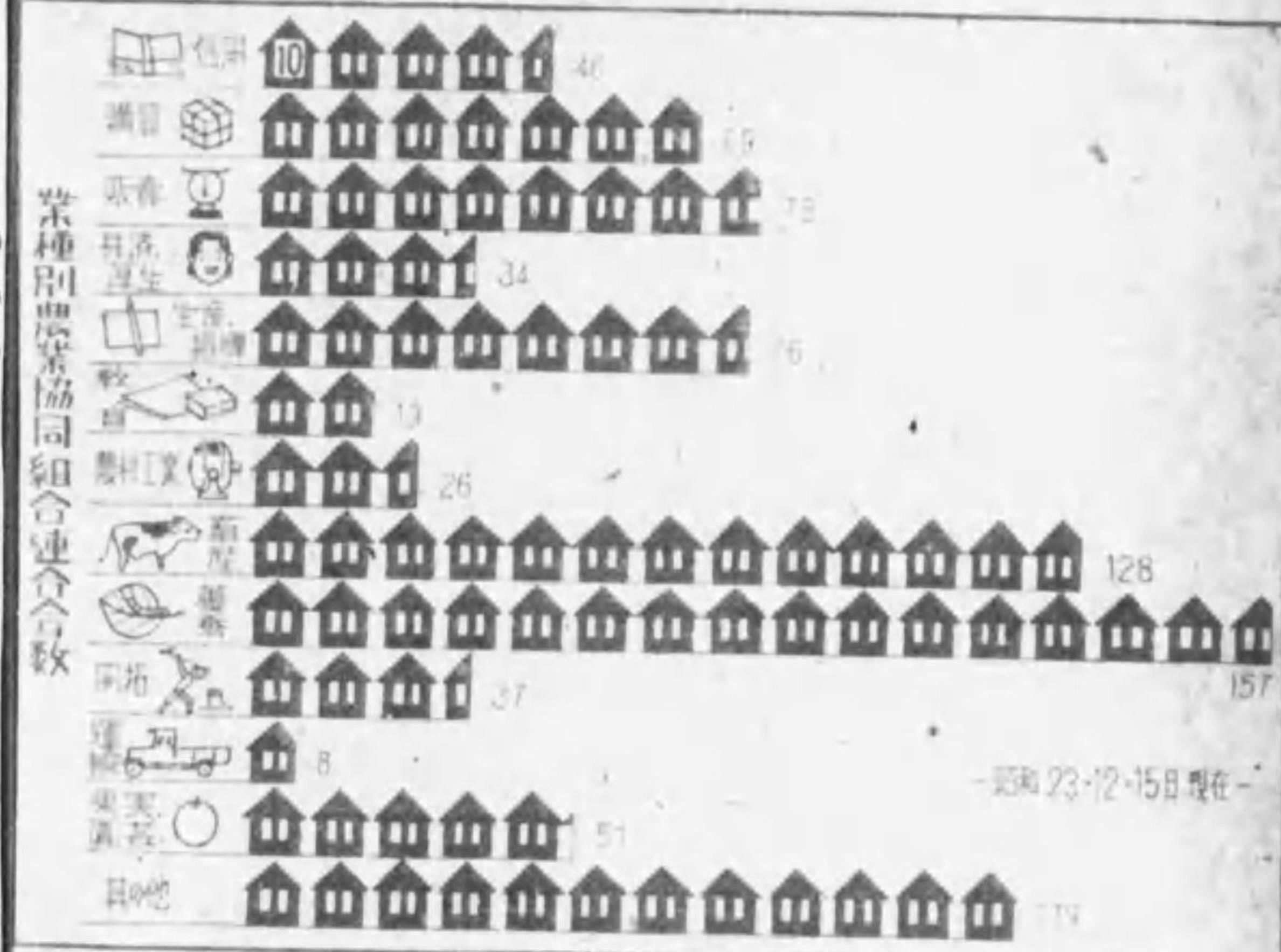


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

始



露光量違いの為重複撮影



次

- 賢明な支配
- (イ) 書面決議及び代理
- 決議の制限
- (ロ) 准組合員の諸決権及び選舉権の禁止
- (ハ) 總代會の制限
- 組合員に對する一定の
- 剰餘金の分配
- こうして運營を組合員の手で



— 2 —

組合員のみなさん方へ

農業協同組合法が施行されてから、もうすでに一年以上たちました。この一年間、みなさんは組合を民主的なものにするために、いろいろと御苦心されたことと存じます。

ところで、組合をほんとうに自分たちのものにするためには、組合はどんなものであるかを充分知つておらねばなりません。すなわち「農業協同組合の原則」は組合を立派なものにするために最も重要なものであるといえます。

このパンフレットは、その重要な「農業協同組合の原則」をわかりやすく解説したもののです。組合で座談會や研究會などをお開きになつて充分利用していただきたいと存じます。

なぜ農業協同組合をつくる
なければならないか

（四）

農業協同組合の原則

組合員の加入、脱退の自由

（五）

組合員による民主的にし

（六）

賢明な支配

（七）

書面決議及び代理

（八）

決議の制限

（九）

准組合員の諸決権及び選舉権の禁止

（十）

總代會の制限

（十一）

組合員に對する一定の

（十二）

剰餘金の分配

（十三）

こうして運營を組合員の

（十四）

手で

露光量違いの為重複撮影

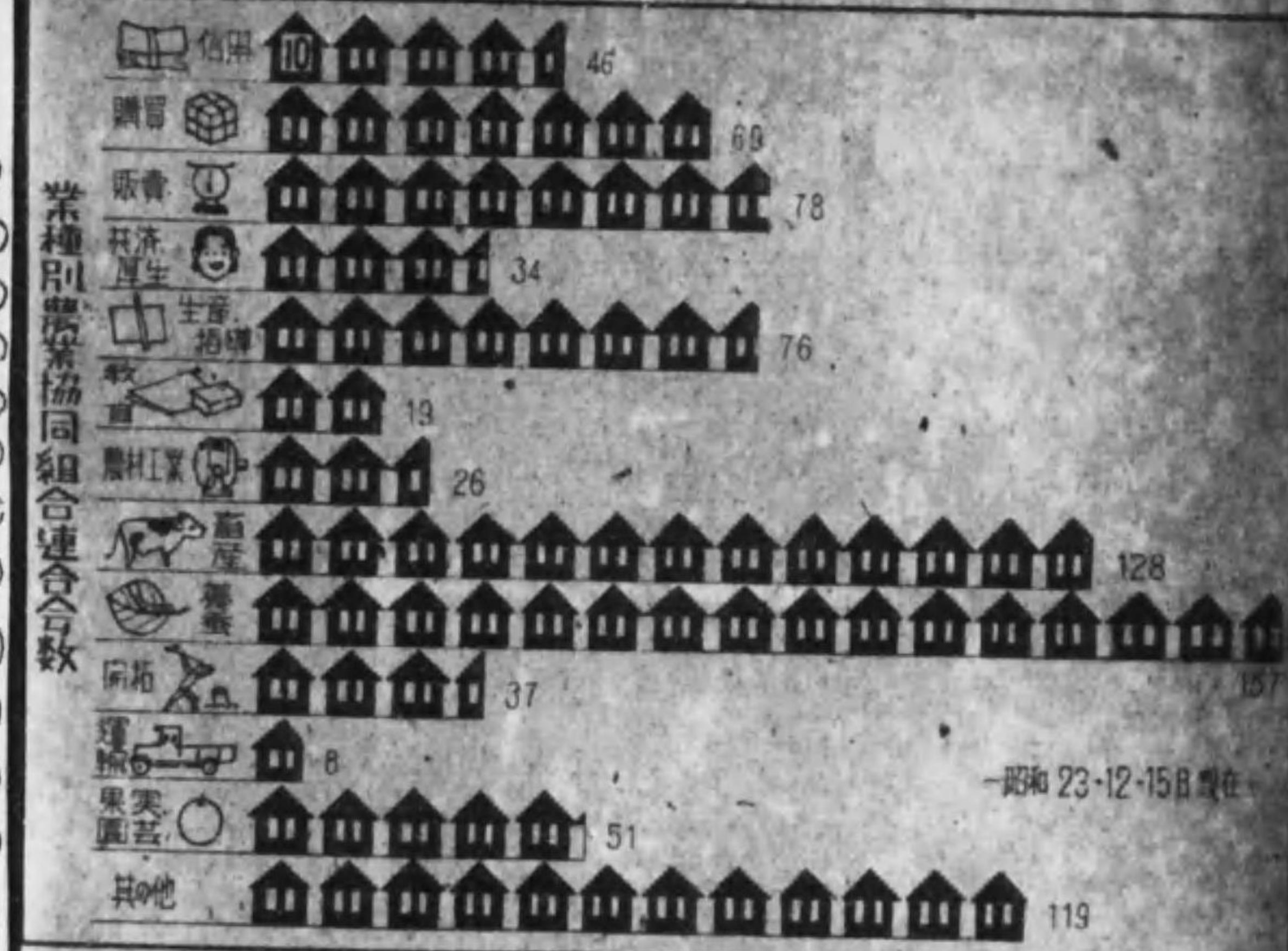
特256
908

組合員のみなさんへ

農業協同組合法が施行されてから、もうすでに一年以上たちました。この一年間、みなさんは組合を民主的なものにするために、いろいろと御苦心されたことと存じます。

ところで、組合をほんとうに自分たちのものにするためには、組合はどんなものであるかを充分知つておらねばなりません。すなわち、「農業協同組合の原則」は組合を立派なものにするために最も重要なものであるといえます。

このパンフレットは、その重要な「農業協同組合の原則」をわかりやすく解説したものです。組合で座談会や研究会などをお開きになつて充分利用していただきたいと存じます。



目次

- (イ) 書面決議及び代理
- (ロ) 決議の制限
- (ハ) 准組合員の議決権及
選舉権の禁止
- (ハ) 総代會の制限
- 組合員に對する一定の
- 剩餘金の分配
- こうして運営を組合員の
- 手で



なぜ農業協同組合をつくら
なければならぬか

農業協同組合の原則

組合員の加入、脱退の自由

組合員による民主的にし

賢明な支配

(イ) 書面決議及び代理

決議の制限

(ロ) 准組合員の議決権及
選舉権の禁止

(ハ) 総代會の制限

組合員に對する一定の

剩餘金の分配

こうして運営を組合員の

手で

なぜ農業協同組合をつくるなければならないか

昭和二十三年一二月一五日現在の農林省のし
らべによりますと、全國で、二七、八六八の
農業協同組合、八四八の連合會が設立の認可
を受けます。全國の市町村の數は一〇、
四七四ですから、一市町村當り平均二以上の
農業協同組合が設立を認められ、また一都道
府縣當り平均一八以上の連合會が設立を認可
されたことを、この數字が示しているわけです。
また、一一月三〇日現在の正組合員は七

三一萬人に達していますので、全國五九〇萬
農家の方々が一人以上農業協同組合に加入し
ていることになりますし、そしてその農業協
なせ農業協同組合に加入することが必要とお
考えになつたのでしょうか？ こういう質問
に對して、皆さん方の中には、「そんなことは
いまさらいうまでもないぢやないか」という
人もありましようし、また「さあて」と考
こむ人もあるかもしれません。こういふよう
なことについて農林省の係官が昨年埼玉縣の
農民の方々六五人に直接お會いして御意見を
おききしたところによりますと、次のような
回答を得ています。それをちょっと御紹介し
ますと、「何故組合に加入することが必要な
でしようか」という質問に對して、「協同で農
業經營を改善するため必要だから」と答え
た人が二一名、「協同で農村を民主化するた
め」と答えた人が一五名、「農民の生活を樂に
するため」と答えた人が一二名、「肥料や資材

同組合のほとんど全部がさらに連合會に加入
していることが考えられます。

このことは、農業協同組合法がつくられた
趣旨からしましても、また農民である皆さん
方の立場から考えましても、まことに喜ばし
いことで、今後この農業協同組合の事業の發
展と農地改革の完了とによつて、明るい、豊
かな農村がつくれることが期待される次第
です。

ところで、農業協同組合の組合員である皆
さんは、農業協同組合というものを一體ど
のようなものと考えておられるでしようか？
他の答をした人が一一名となっています。
これらの回答は、みなそれぞれ異つた内容
をもつています。皆さん方も、このそれぞ
の答について、いろいろ御意見をお持ちでし
ょう。しかし、よく考えてみると、これらの
答にはある意味でたいへんよく似た點がある
と思います。

そして、その似かよつた考え方とは、「農業
協同組合は自分達の利益を増すために自分達
で運営できるものだ」ということだと思いま
す。こういう點から考えてみますと、これら
の農民の方々は、農業協同組合について一番
大事な點をよく承知しているといふことがで
きましょう。たしかに、農業協同組合は、皆
さん方の利益をはかるためのものであり、そ

う考えることは全く正しいことなのです。

ところが、農業會は、これと多分に違つた性質をもつていました。

古い農業團體法を見ますと、「市町村農業會及道府縣農業會ハ農業ニ關スル國策ニ即應シ農業ノ整備發達ヲ圖リ且會員ノ農業及經濟ノ發達ニ必要ナル事業ヲ行フコトヲ目的トス」と書かれています。もちろん、農業會も會員の利益のためにその事

わけで、現に農業會は、戦争中、食糧の供出の數量を皆さん方と關係なく一方的にきめたりなどをしましたし、またそういうような關係から、農業會の代表者である會長も政府の方で一方的に任命したようなわけです。ここに農業會が皆さん方の手から離れるようになつた原因があり、そしてこんど法律によつて解散をさせられることになつたわけがあるのです。

こういづたことを考え合わせてみると、さき程御紹介した埼玉縣の例は、こんどの農業協同組合といふものの性質を、そしてまたその農業協同組合と組合員との關係をはつきりと承知しているわけで、まことに喜ばしいことです。

少し言葉をかえていいますと、農民である

業を行うという面もなくはありませんでしたが、その外に、というよりも見方によればむしろそれ以上に、農業についての國策を實現するための一つの機關であつたことを示しています。國策のための機關ということは、農業會がその會員の利益をはかるということより、國の利益のためには、場合によつては皆さん方の利益をかえりみない場合もあるということを意味する



皆さん方が農業協同組合に加入し、組合員になつているということは、皆さん方自身のために仕事をしているということなのです。そして、もし「實際にはそうなつてはいないじゃないか」というようなことがあるとするならば、それは農業協同組合を動かしてゆく方法が間違つてゐるわけで、皆さん方は、それを正しい方向にむけ変えなければならぬわけです。

農業協同組合は、農業會と違つて、あくまでも、皆さん方の利益をはかるための機関であつて、それ以外のものであつてはなりません。

すなはち、「農業協同組合は農業會の看板のぬりかえ」であつてはならないのであります。

農業協同組合の原則

皆さん方はみんな農業をやつてゐるわけですが、農業といふものをやるには、ますどういうことが必要だとお考えになりますか？

皆さん方は、そんなことは、考えたこともないとお答えになるかもしませんが、今まで農業をやつたことがない人が農業をやる場合を考えてみると、まず最初に、農業のやり方について、いろいろ教わらなければならぬことがあるはずです。たとえば、鋤や鎌の使い方も教わらなければなりませんし、いろいろな作物の種のまき方、肥料のほどこし方、収穫の仕方も教わらなければなりません。皆さん方もこういうことを、知らず知らずのうを知ることは、鋤や鎌の使い方を知り作物の種のまき方、肥料のほどこし方を知るのと同じように、皆さん方のために必要だと考えなければなりますまい。

皆さん方は、農業協同組合といふものをつくるか、なぜ農業協同組合に加入することが必要かといふことについては、はつきりお判りになつてゐることと想ります。しかし、それだけではまだ充分ではありません。農業をするには鋤や鎌が必要だということを知つてゐるだけでは、お百姓にはなれません。鋤や鎌の実際の使い方を知らなければ、農業はできないのです。そういう意味いから、皆さん方にはぜひとも農業協同組合という機械の正しい使い方をよく知つていただきたいと思います。そして、その正しい使い方

ちに、また、両親や學校などから教わつたわけで、そうしたからこそ、今立派に農業をやつていられるわけでしょう。

ところで、農業協同組合といふものは、さき程も申しましたように、皆さん方の利益をはかるためのものであり、農業協同組合に入しているということは、いいかえれば、農業協同組合というものを通じて、皆さん方が皆さん方自身のために仕事をしていっているということなのです。そうであるならば、農業協同組合をどのように動かしてゆかなければならないか、どのように動かしたら農業協同組合のほんとうの目的がとげられるかということに忠實に従うことによつて、農業協同組合の本來の目的である組合員の利益に役立つようにしてもらいたいものです。

それでは農業協同組合といふ機械の正しい使い方といふのはどういうものでしようか？これは、別の言葉でいえば、「農業協同組合の原則」ともいわれています。「農業協同組合の原則」ということの意味は、農業協同組合というものを、他の會社や法人などと區別する要點になることがらであるといふ意味で、そういう原則に従う場合に始めてほんとうの意味の農業協同組合といえるわけです。

さて、それならばこういう意味での「農業協同組合の原則」とは、どういうことをいうでしょうか？ すなわち次のようなことがらが「農業協同組合の原則」であります。それ

は、（一）組合員の加入、脱退の自由（二）組合員の一人一票による民主的な支配（三）組合員に對する一定の剩餘金の分配の三つの原則です。これらの原則は、決して偶然につく

られたものではなく、農業協同組合の目的をとげるために必要であるとふつうに考えられることがらのうち、一番大事なものを簡単に定めたものなのです。

組合員の加入、脱退の自由

皆さん方は、近ごろ、いろいろの品物ごとに、その品物の買入先を選択して、登録をしていることと思います。味噌や醤油や衣料品や、また近頃では薪炭などについてもやつたことだと思います。そしてこういうやり方は、皆さん御承知のようにこういう食料品や日用品だけではなく、皆さんの供出する米や麥や諸類などについても行われているわけです。ところで、皆さんはこういうやり方について

どという声もぽつぽつきこえるようです。皆さん、これはどういうわけでしょうが？

戦争中は、御承知のように、マツチを買うにしても、石けんを買うにしても、その買入先は政府からはつきりときめられていました。ですから、商人の方では、お客様にお世辭をいう必要もなく、お客様の都合のよいようにするなどということは考える必要もありませんでした。ところが、こんどはそういうわけにはゆきません。もし、お客様の便宜をはからないというようなことでもあれば、この次の登録のときには、お客様は別の店に登録することになるかも知れません。ですから、商人の方でも一しょうけんめいにサービスをすることになるわけです。

皆さん、ところで、このことが農業協同組

おそれなく、最初のうちは、「また政府がめんどくさいことをはじめて困つたものだ」ぐらにお考えになつた人がそうとう多かつたのではないかでしようか？ ところが近頃では、「登録などといふことも、少しまめんどうくさいが、なかなかよいところもあるようじやないか。第一、商人がお世辭がよくなつただけでも氣持がよいし、店によつては、少しはおまけをしてくれるところもあるようだ」な

合と何の關係があるのだといふように思つかもしれません。

しかし、これと同じようなことが、農業協同組合についても考えられるのです。戦争中の農業會は、各市町村に一つずつつくられていました。農業をやつている人は、必ずその農業會に加入しなければならないことになつていました。

ところが、今度の農業協同組合については全くちがつています。農業協同組合をつくることは好ましいことですが、つくらなくても差支えはありません。つくる場合にも、同じ村に二つの農業協同組合をつくつてもよいのです。そして農民の皆さん、農業協同組合に入るかどうかかも、全く皆さんが自由にきめることになつています。そしてまた一たん

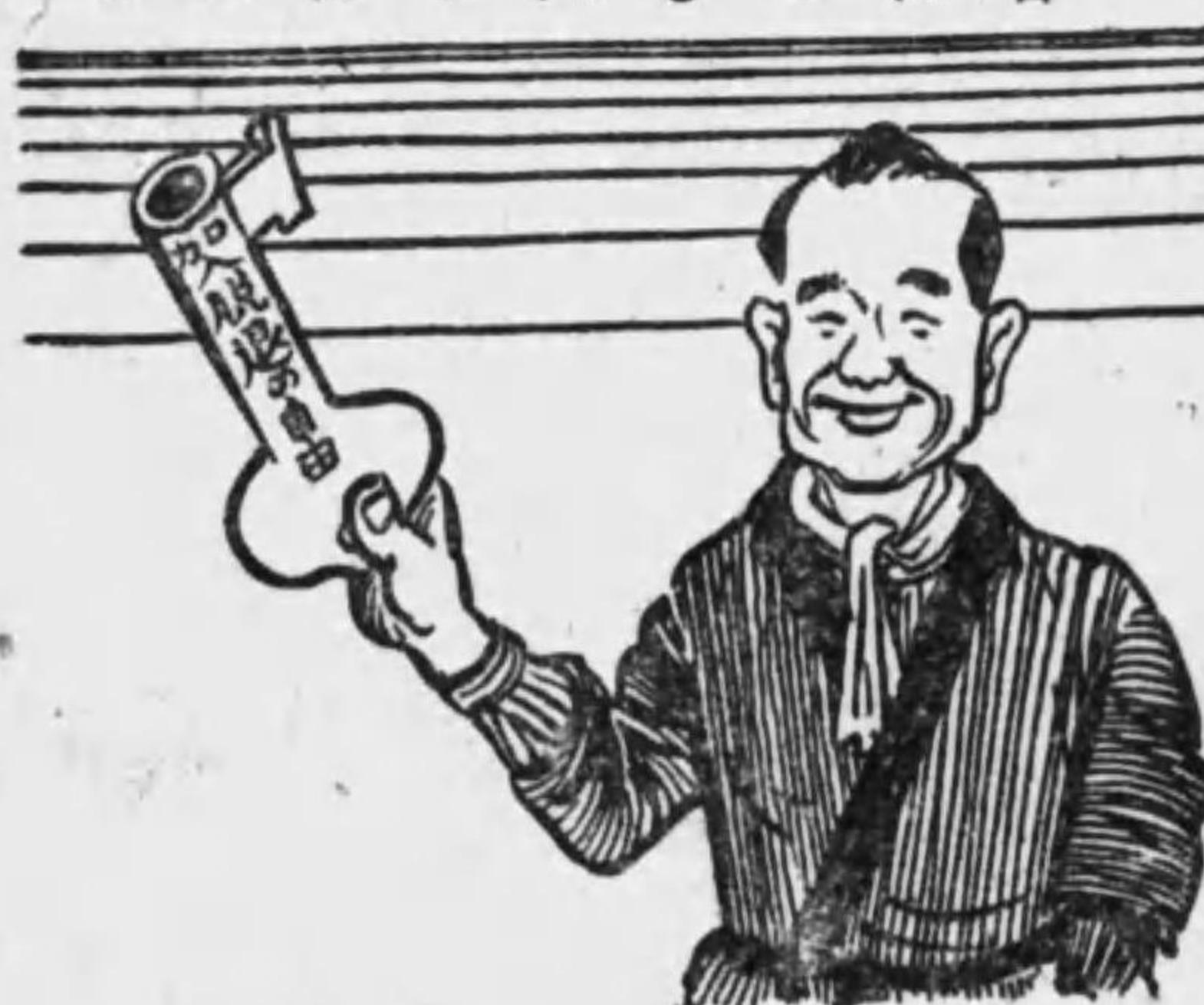
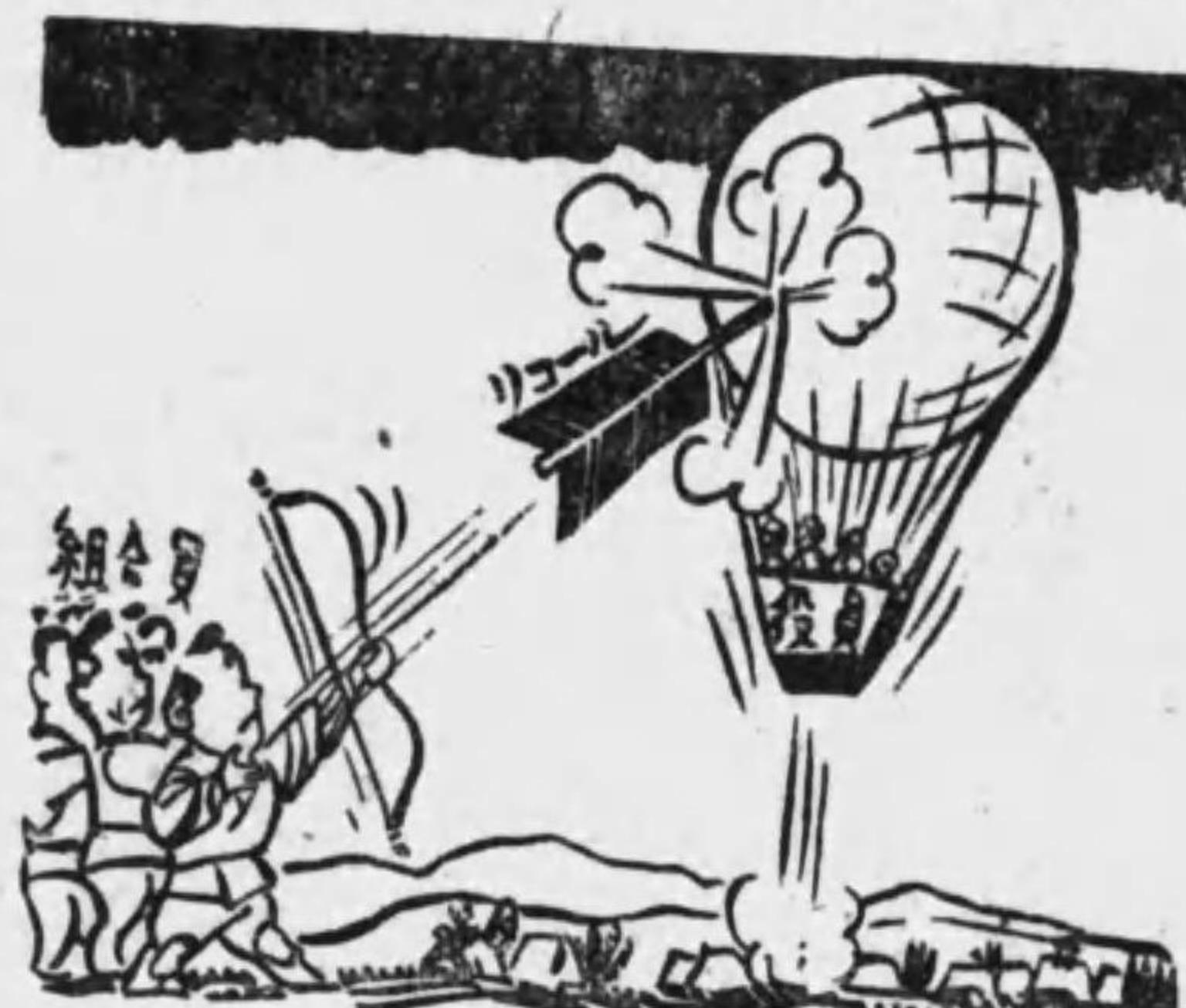
加入了した農業協同組合から脱退する、すなわち組合員でなくなることも、加入の場合と同じように、自由にできることになつてゐるのです。

この農業會と農業協同組合との違い、このことは、前に述べた品物の買入先の登録のことと全く同じではないでしょうか？もし組合員の加入や脱退が自由でないものとしますと、組合の事業のやり方は、自然に組合員に不親切になり、一部の有力者の思うままになり、一部のものだけが利益を得るということになつてしまふ場合が

ところが、組合員の加入や脱退が自由にできるとしますと、その組合のやり方に満足しない組合員は、その組合を脱退出して、他の組合に入れるか、又は新しい組合をつくるということもできるわけですから、自然にそういうような悪いことがおこらないようになるわけです。ですから、この組合員の加入、脱退の自由ということ、それから、これに關連して、農業協同組合の設立の自由ということは、農業協同組合をほんとうに農民のためになるよい組合にするために非常に大事なことでありまして、協同組合のことを探求しているある有名な學者

は、「加入、脱退の自由ということは、協同組合にとつて、一番大事なことの一つであつて、もし加入、脱退の自由をもたない協同組合があるとするとならば、それは、協同組合といふよりむしろ一種のお役所みたいなものだ」とさえいっています。

それでは、農業協同組合法では、この加入、脱退の自由は、どのようにあらわされているでしようか？まず、加入の場合をしらべてみましょう。これは第二十條にあります。すなわち、第二十條には、「組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は正當



加入を認めようなどといふこともできないことになつてゐるわけです。

そして、こういうことに違反した場合、組

合の役員は、一萬圓以下の過料に處せられることがあります。次に、脱退の場合は、どうでしようか？ これは、

第二十一條にあります。すなわち、「組合員は、六十日前までに豫告し、事業年度の終において脱退することができ。前項の豫告期間は、定款でこれを延長することができ。但し、その期間は、一年を超えてはならない」と書かれています。



この規定によつて、組合員は、組合の事務のつごう上いつでも脱退することができるといふわけにはゆきませんけれども、定款で認められた期間以前に組合にそのことを申し出でなければなりません。そして、それをやつても充分でないときには、同じような考をもつている人達と相談して役員のリコールをすることも必要でしょう。(もう、皆さん御承

知だと思いますが、農業協同組合法では、正組合員の五分の一以上の人人が役員のリコール

ともできるのです。

を要求したときには、理事や監事は、全部やめて、新しい理事や監事を總會で選舉しなければならないことになつています。これは、參事や會計主任についても同じです。このことをリコールというのです。(そして、それでもうまくゆかないときには、この加入、脱退

組合員による民主的にして賢明な支配

皆さん、ただいまは、こんどの農業協同組合の一つの非常に大切な特徴である加入、脱退の自由についてお話をしましたが、こんどはもつと直接に、農業協同組合の動かし方（これを運営という言葉でいうことにします）に

關係のある非常に重要な原則について、お話をすることにしましよう。それは、農業協同組合の民主的な賢明な支配ということです。

終戦後、民主主義ということが、いろいろの方々でさかんにいわれるようになりました

おけば、事業年度の終には脱退をし、組合員でなくなることができるわけです。

皆さん、こんどの農業協同組合法では、このように皆さん方の自由が尊重されています。農業協同組合を今までの農業會と同じように考えてはいけません。自分の考とピツタリしないことがあつたときには、總會でも、あるいはまた役員に直接でも、どちらでもかまいませんから、ドシドシそのことを申し出

ら、ドシドシそのことを申し出るべきです。そして、それをや

つても充分でないときには、同じような考をもつている人達と相談して役員のリコールをすることも必要でしょう。(もう、皆さん御承

が、民主主義といふことのほんとうの意味を充分に知つていらない人が、まだ案外多いのではないかでしようか？

民主主義といふことの意味については、学者などはいろいろむずかしいことをいつているようです。しかし、民主主義といふことは、学者でなければわからぬようなそんなむずかしいことではあります。要するに、すべての物事を皆さん自身の、そしてそれも皆さん方の中の一部の人達だけのではなく、皆さん方全體の利益になるように、皆さん自身がするということなのです。ですから、民主主義の政治といふことは、皆さん方全體のためになるように、という目的で行う政治でありまして、そのためには、皆さん方がえらんだ人々によつて行われるということも必要になります。

はつきりしなかつたわけです。で、こういうことが組合の民主主義なのであつて、決してむずかしいことでもなんでもないのです。協同組合から民主主義といふものがなくなつてしまつたら、もうそれは、正しい意味で、協同組合とうことができなくなつてしまふでしょう。

では、その民主主義が組合から逃げ出さないようにするには、どうしたらいでしょく？ 簡單なことではありますが、組合員全體が組合を切り廻す（むずかしい言葉でいいますと、組合を賢明に支配するということです）ことです。組合員全體



が、農業協同組合の主人公になることです。もしも組合員全體が組合を賢明に支配しないとするならば、組合員である皆さん方が求めていた利益は、皆さん方の手に入らないで、どこかに消えてなくなつてしまふかも知れませんが、組合員が組合を賢明に支配しているならば、そんなことは、おこるはずがありません。

それでは、組合員全體が組合を賢明に支配するといふことは、どういう方法で行われるの

なるわけです。都市にいくら立派な建物ができあがつても、皆さん方の住んでいる家が、こわれかかつたような草ぶきのあはらやでは、それは決して正しい、民主的な世の中とすることはできません。ところで、組合の事業は、一體だれのために行うのでしょうか？

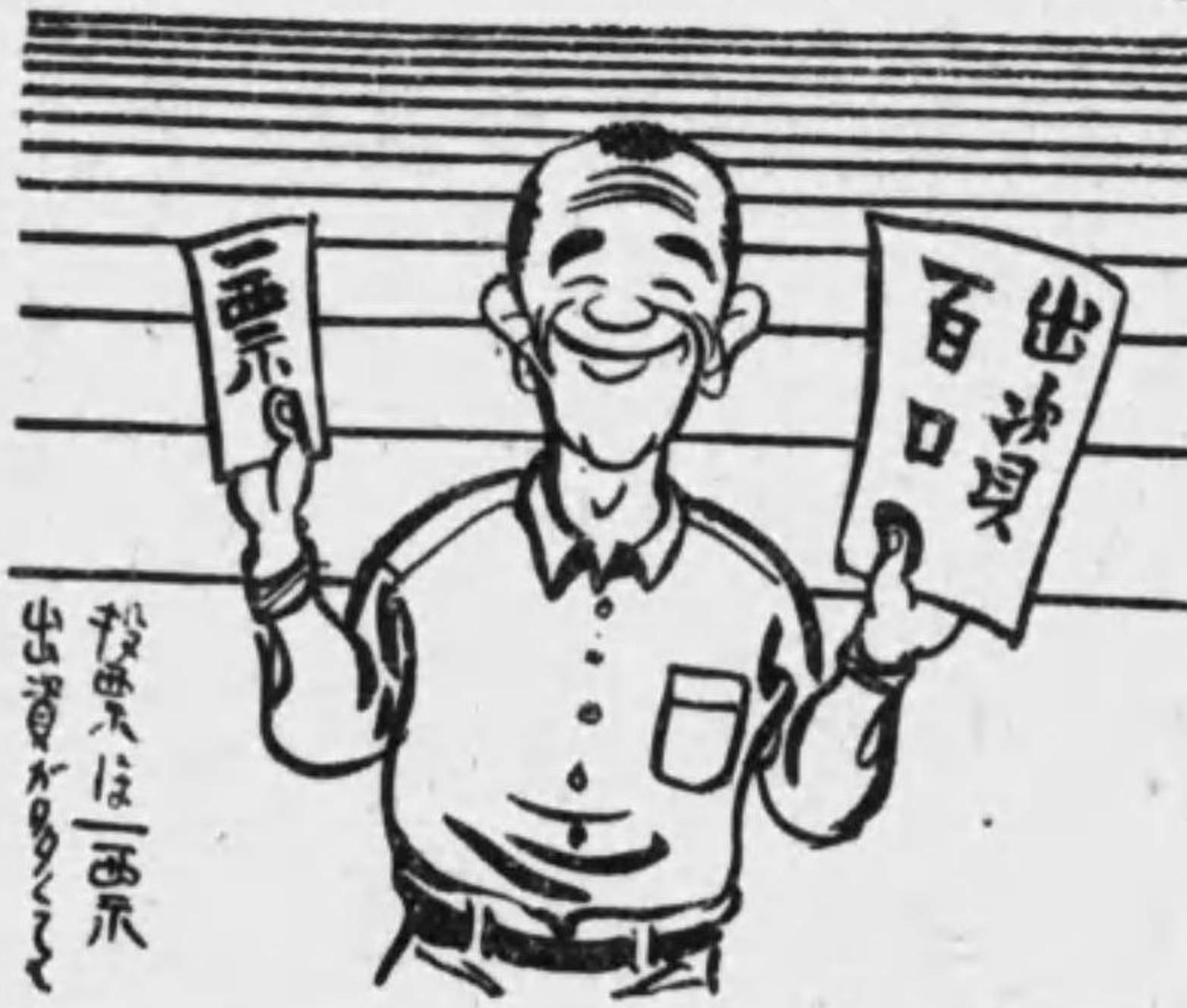
は、組合員である皆さん方自身の利益のために行われなければならないことは、今までに行われなければならぬことは、ちよつとが、組合の正しい姿だということは、ちよつと考へてみればすぐわかることなのですが、戦争中のように、何でもかでも、「國のため」というようなことがいわれた時代には、案外

あたるわけですが)の議決権は、その株主がもつてゐる株式の數によつてきめられます。もし、ある株主が百株の株式を持つているとしますと、その株主は、株主總會で百票の議決権をもつことになります。これは、株式會社の目的がもともと投資した資本が會社に對する利潤を得るということにあるわけですから、當然のことであり、いわば資本が會社を支配するといふ關係になつています。

ところが、協同組合のもともとの目的はこれとは違います。もちろん、いままで申しましたように、協同組合は組合員全體の利益をはかるための機關ですが、その利益というものは、金もうけをするというのではないのであつて、良い品物を安く買い入れたり、自分達がつくり出した品物を商人達に不當に安く

は、議決権や役員の選舉權を出資の額に應じてきめるのではなくて、一組合員は、一票だけの選舉權や議決権をもつとします。そういうにすれば、組合を民主的に賢明に支配することができます。このことは、世界各國の協同組合でみとめられていてあります。そこでありますて、こんどの農業協同組合法でも、第六條(「組合員は、各々一箇の議決権及び役員の選舉權を有する」と第三十條(「投票は、一人につき一票とする」)にはつきりきめられています。

ところで、こんどの農業協同組合法では、



制限

(イ) 書面決議及び代理決議の制限
 農業協同組合法の第十六條を出資が多くありますと、第二項では、「組合員は、定款の定めるところにより、第三十七條第三項の規定により豫め通知のあつた事項につき、書面又は代理人を以て、議決権を行ふ

買われないために、賣りさばいたり、自分達一人一人ではできないことを協同の力でやつたりすることが目的なのですから、株式會社などのように、資本が組合を支配するといふ關係になつてはまずいわけです。といいますのは、もし出資した額に應じて、議決権や役員の選舉權があるとしますと、たくさん出資した人が力を持つことになり、組合の事業も組合員全體のために行われるというより、それらの人達だけにつごうのよいように動かされるようになり、組合員にサービスをするという協同組合のもともとの目的をはなれて、だんだん、株式會社と同じように、金をもうけるための機關になつてしまおそれがあるからです。

こういうことのおこらないようにするに

組合員の民主的な支配をもつと確實にするために、この外に、いろいろなことが考えられます。

すと、(イ) 書面決議及び代理決議の制限 (ロ) 准組合員の選舉權及び議決権の禁止 (ハ) 總代會の制限などです。次にこれらについて、簡単に述べましょう。

ことができる」とあり、第四項では、「代理人は、二人以上の組合員を代理することができない」とあります。これは、自分で總會に出ないで、書類を組合に出したり、人に頼んで出てもらつたりするやり方をとると、一部の人達がそれをよいことにして、一人でたくさんの組合員の代理をしたり、また、何のことをきめるのか何も分らないのに、賛成とか反対とかいうことを書類で出させたりして、組合員全體による組合の民主的な賢明な支配がこわされてしまうおそれがあるので、それを防ぐために、書類で賛成とか反対とかいう議決ができるのは、豫め議題の内容が通知されていることがらだけに限つて認めるにし、また代理人は一人の組合員の議決権しか代理することができないことになつているわ

だけで組合をつくることになつています。

これは、今までの産業組合や農業會などが、ともすれば農民でない地主や商工業者などの思うとおりになつて、農民の利益がはかられなかつた點が多かつたので、これを防ぐためにそういう制度がとられたわけで、こんどの農業協同組合法の特色として一番大きな點とされているわけです。しかし、農民でな

准組合員特權注意



けです。なお注意をしなければならないのは、こういう代理人や書類などでできるのは、賛成とか、反対とかいう議決についてだけであつて、役員の選舉には、全然認められていないことです。ですから、役員の選舉の場合には、どんなことがあつても、本人が總會に出来ればならないわけです。それから、もう一つは、代理人のことですが、これについては、組合の定款で、代理人にその組合員の家族か、他の正組合員でなければなれないようになりますのがよいと思います。

(ロ) 准組合員の議決権及び選舉権の禁止
それから、こんどの農業協同組合法のもう一つの大きな特色は、准組合員に議決権や役員の選舉権が與えられていないことです。こんどの農業協同組合法では、原則として農民

くとも、組合の事業を利用することが實際必要な場合も農村ではそうとうありますので、この両方の必要をみたすために、議決権や役員の選舉権をもたない准組合員というものが考案出されたわけなのです。ですから、この准組合員という制度の意味をよく考えて、それにはうようにとりはこんでいただく必要があるわけで、今までの地主などが准組合員として組合に加入し、議決権や選舉

權はありませんけれども、實際に組合の運営にいろいろと口出しをし、昔と變らないようにしてしまわないように、充分注意していただかなければなりません。(なお、こういうよう點なについては、この前おこぼりした、「皆さんと農業協同組合」にも書かれていますから、もう一度読んで下さい。)

(ハ) 總代會の制限

次に、もとの農業會では、總代會というものが廣く認められていました。これは、組合の地區が廣かつたり、組合員がたくさんあつたりして、總會を開くのがむずかしい場合に、組合員が總代をえらび、總代だけで會議をひらき、そしてその總代會で認められたことが總會で認められたのと同じ効果をもつような制度ですが、この制度は便利な反面にひじょ

す、また、(三) 總代會では、定款の變更、解散、合併の決議はもちろん、總代や役員の選舉もできないことになっています。皆さん、この總代會についてのいろいろな制限も、組合の民主的な賢明な支配のために、非常に大事なのだとこのことを忘れないようにしていただきたいと思います。

要するに、農業協同組合法では、組合を民主的なものにするために、いろいろの工夫がされているわけで、一組合員が一票だけの議決權や役員の選舉權をもつということをはじめとして、この議決や選舉が民主的にうまくゆくようになつていています。しかし皆さん、西洋のことわざに、「馬を水際につれてゆくことはできるが、水をのませることはできな

うにまずい點を生じるおそれがあります。

それは、總代會という制度をとりますと、どうしても、組合と組合員との關係がだんだん遠くなつてしまふわけで、その結果一部の者だけで組合を自由にうごかすというようなことがおこるわけです。そこで、こんどの農業協同組合法では、總代會というものをできるだけ制限し、どうしても置かなければならぬ必要がある場合にも、悪い結果がおきないようにいろいろ工夫をしているわけです。

これは農業協同組合法の第四十八條でよくわかると思います。すなわち總代會を置くことができるのには、千人以上の正組合員がある組合だけに限り、また總代會を置いた場合にも、(一) 總代は正組合員でなければならないし

(二) 總代の數は二百人以上でなければならない

い」という言葉があります。馬は、水がのみたくなければ、いくら水際につれていつても水をのまないに違ひありません。それと同様に、法律でいくら農業協同組合を民主的なものにしても、組合員が農業協同組合を民主的なものにしようという氣持がないならば農業協同組合はいつまでたつても民主的なものにはならないでしょう。民主主義といふのは、決して言葉だけのものではありません。もし、皆さん方の中に、「民主主義なんて、少しもとくにならない霞みたいなものじやないか。仙人ではあるまいし、霞なんか食つて生きていられるものか」などと考へる人があるとすればそれは大きなまちがいです。民主主義ということは、皆さん方の農業生産を高め、家を瓦ぶきの立派な家にし、皆さんのが

事をもつとおいしい、栄養のあるものにし、皆さんの着物をもつと良いものにするため

に、ぜひとも必要なものなのです。この點をくれぐれも忘れないで下さい。

組合員に對する一定の剩餘金の分配

さて、次は、農業協同組合の一つの大きな特色である、組合員に對しては一定の剩餘金の分配ができるということについてお話ししましょう。

資本といふものが必要なことは、農業協同組合であつても、株式會社などと別段違いはありません。資本は、農業協同組合の建物や事務用品を買うために必要ですし、また組合員に配給するための品物を買い入れたりするためにも必要です。しかしながら、協同組合の資本と株式會社の資本とでは、その持つ

ている意味は、まるで違います。といいますのは、株式會社の場合は、その資本を使つて金もうけをすることが目的なのですが、協同組合の場合は、そうではなくて、組合員に必要な品物を安く配給したり、組合員がつくつた品物を組合員のために適當な値段で賣りればいたり、またあるいは、一人一人ではできないことを協同の力でやつたりするために資本が必要なのですから、別の面から見れば、ちょうど組合が參事や會計主任やその他の職員などをやとうのと同じような意味で資本を

やうことが必要なわけです。ですから、參事や會計主任などに俸給を支拂うのと同じ意味で、資本に對してもその値打に應じて賃金を支拂うということになるわけです。

さて、ここで一つ協同組合の事業といふものは、一體どういう性質をもつてゐるか、他の事業とどういう違ひがあるかということを少し考えてみましよう。ここにある百貨店があるとします。その百貨店では、下駄を一足八〇圓で仕入れて、皆さんに百圓で賣つたとします。するとその百貨店では、その下駄一足を賣つたことについて二十圓をもうけたことになります。しかし、その場合に、店員の給料とかその他いろいろのかかりがかかりますから、實際にはおそらく十圓位しかもうからぬでしよう。この場合のもうけをかりに十圓と

しますと、その百貨店の經營主が個人であれば、その人がその十圓をもうけることになりますし、また株式會社であるとしますと、株主達がその投資した資本の額に應じてこれを分けることになります。次に、農業協同組合の場合を考えてみましよう。農業協同組合が前と同じ下駄をやはり八十圓で仕入れて皆さん方に百圓で賣つたとします。農業協同組合の場合にも百貨店の場合と同じように、職員に俸給をはらつたりなどしなければなりませんから、百貨店と同じぐらいしかもうからないことになるでしよう。するとここに十圓という餘分の金がのくるわけになります。

百貨店の場合と農業協同組合の場合とをよくくらべてみましょう。その一番大きな違いは勿論、建物の大きさでもありませんし、店員

の数でもありません。それは百貨店の場合は一般にいつて、經營主（株式會社ならば株主）とお客様とが違うわけです。

が、協同組合の場合には、原則として經營主（組合員）とお客様とが同じなのです。

案外、何だ、そんなことかと考える人もあるかも知れませんが、これが非常に大事なことなのです。といいますのは、前にあげた例の十圓の金の問題ですが、これはいずれにしても經營主である組合員のものであるわけですが、この十圓の金は、もし下駄を一足九十圓で賣つたとすればもうからなかつたはずのものなのです。そうであ

いるかをしらべてみることにしましよう。

まず農業協同組合法の第六條をみますと、「組合は、その行う事業によつて、その組合員及び會員のために最大の奉仕をすることを目的とし、營利を目的としてその事業を行つてはならない」とあります。これは、いまでお話をすることを思い出してくださいたら、その意味がお分りになることと思います。「營利」ということは、株式會社などのように、資本を出してそれによつて金もうけをし、そのもうけた金を株主に配當することですが、農業協同組合の目的はそういうものではなく、組合



るならば、この十圓の金は原則として、その下駄を買つた組合員にかえすのが當然なのでないでしょうか？もしも勞しないでその金を出資した額に応じて組合員に分けるものとしますと、組合員がお互同志に商賣をしあつてゐるということになつてしまいまして、「協同」組合どころか、「商賣」組合になつてしまします。

こういうようなわけで、會社の利益金と農業協同組合の剩餘金とは、その性質が全く違うの

であります。

では、こんどは農業協同組合の中ではどういうふうに、こういうことがあらわされて

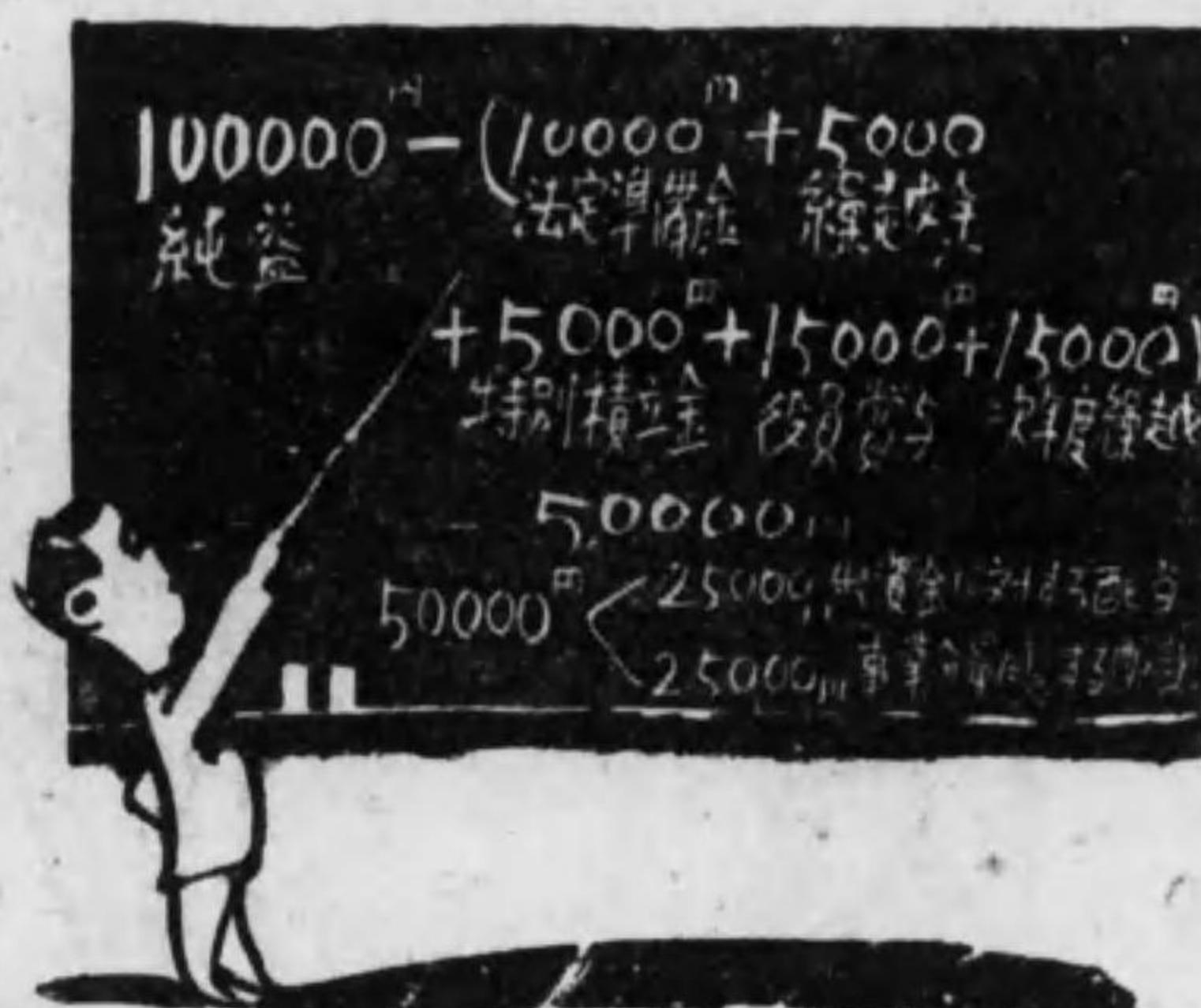
員にサービスをする、例えば良い品物を安い手配給したり、組合員のつくつた品物を安い手数料で賣りさばいたりすることとした資本に對する配當も、職員に對する俸給、借りている建物に對して支拂う家賃などと同じような意味で、あるきまつた額を拂うことになつて、いるわけです。なおこれについては、第五十二条に法律による一定の制限がありまして、このことをはつきりさせています。すなわち、
「剩餘金の配當は、定款の定めるところにより年五分を超えない範圍内において、拂い込んだ出資額の割合に應じてこれをし、……」と

いう言葉は、このことを示しているわけで、株式會社などのように、その時々のもうかり具合によつて、多額の配當をするなどということはできないことになつてゐるのです。

次に、農業協同組合法の第五十二条の全體をみましよう。ここには出資組合——ここでは、出資組合について主としてお話しているわけです。非出資組合は、會社などとは違つてゐるわざですから、特にお話する必要はないでしよう——の剩金餘の處分の方法がきめられています。第五十二条をみますと、「出資組合は、損失を填補し、前條第一項の準備金及び同條第四項の繰越金を控除した後でなければ、剩餘金の配當をしてはならない。剩餘金の配當は定款の定めるところにより、年五分を超えない範圍内において、拂い込んだ出

み立てる必要はなくなります」、この額が一萬圓になります。

(2) それから次に、「同條第四項の繰越金」——これは、農業協同組合法第十條第一項第十號の事業、すなわち「農業技術及び組合事業に關する組合員の知識の向上を圖るための教育並びに組合員に對する一般的情報の提供に關する施設」で、ふつう教育情報事業といわれているものですが、この費用にあてるための資金です——を差し引くのですが、これは二十分の一以上ときめられていて、かりに二十分の一を差し引くとしますと、この繰



越金の額が五千圓となります。

(3)さて、法律上は、この二つの金額を差し引いたら、のこりを組合員に配分してもよいわけなのです。が、ふつう組合では、これから更に特別積立金といわれるものと、役員に對する賞與金と次の事業年度への繰越金を差し引くことになつてゐるので、更に特別積立金として五千圓、役員賞與として一萬五千圓、次年度繰越金として一萬五千圓を差し引くこととしましよう。

(4) そうしますと、残額は五萬圓となりますが、これからまず出資に對する配當をするわけですが、その額は五分以内となつていま

るときは、組合員の事業の利用分量の割合に應じてこれをしなければならない。」とあります。

これを例を擧げて説明することにします。ある事業年度の組合（出資額五〇萬圓）の純益（總利益金から總損失金を差し引いたもの）が十萬圓あるものとします。

(1) この純益金から、いまのべた規定による「前條第一項の準備金」——これは組合に缺損が生じたときに、これをうめるための用意に積み立てておくもので、法定準備金とよばれています——をまず差し引くわけですが、これは一割以上ときめられていますのかりに一割を差し引くとしますと（なおこの準備金は定款できめる一定の額に達したら積

すので、かりに五分として計算をしますと、二萬五千圓となります。

(5) そして最後に二萬五千圓が残るわけですが、これが、組合員の事業の利用の分量、例えば品物を組合から買った金額とか、貯金の預け高とかいうものを基準にして組合員に分けられるわけです。

さき程少し述べましたが、

この事業利用の分量に応じてする配當こそ一番協同組合の特長を示しているもので、百貨店やふつうの商店などと違う點です。といいますのは、株式會社などでは、こういう金も出資高に応じて分けられるわけですし、ふ

す。

皆さん、農業協同組合の經理のしくみがお分かりになりましたか？ この經理のしくみは、もちろんただの配當金の計算方法という意味をもつだけではないので、農業協同組合というものの性質をよく表わしているところにその意味があるわけです。今までの農業會などでは、こういうことはどちらかといふ役員や職員にまかせっぱなしで、會員である皆さんはあまり關心を持たなかつたのではないかでしようか？ もしそうであつたとすれば、農業會が皆さん方の利益のためにその事業をしなかつたというようなことも餘り大き

つうの商店では經營者の收入になるわけですが、協同組合では、これが利用者にかえられるわけで、前の例についていえば、一足の下駄を賣つてもうかつた十圓の金は、出資額に對して支拂われる、一定の配當の外は、すべて組合員に割戻されることになるのです。ですから組合員は、下駄を百圓で買つたわけではなく、實際は、九十何圓まで買つたということになるわけなのです。ですからこの事業



利用の分量に応じてする配當については、税金もかけられないことになつていまして、農業協同組合法の改正された第四條でこのことをはつきりさせて いる次第で

な聲ではいえないわけです。

皆さん、總會のときには必ず出席して、役員の報告をよくきいて下さい。そしておかしいと思うことがあればどんどん質問をするようにしましよう。そういうようにしたら、不正な行爲も自然とおこらないようになることでしょう。

そして皆さん、その際にはいま述べたこと、とりわけ、(1)出資に對する一定の配當(2)事業の利用分量に応じてする配當、ということをはつきり思い出すようにしていただきたいと思います。

こうして運営を組合員の手で

農業協同組合という機械がどんな機械か、どんな使い方をしなければならないか、大體のところはお分りになつたかと思います。農業協同組合法ができましてから、新聞やラジオや、農林省からの印刷物などで、農業協同組合についていろいろの説明がされていますので、なぜ農業會が解散しなければならないか、農業協同組合といふものは一體どういう目的をもつてゐるかなどといふことは、皆さん方もよく御承知だと思います。ことに明治三十三年に産業組合法ができましてから、およそ五十年もの間、農村では組合といふものに親しんできているわけで、農業協同組合といふものについても、よく理解ができると思います。しかし、ただ心配なことは、今までの産業組合にしましても、農業會にしまして

てはあたりまえのことなのですが、それがかえつて必要なのではないかと考へられるのです。もちろん、こんどの農業協同組合の特色は、これ以外にたくさんあるわけです。農民が賢明に支配する組合であるということ、農業生産の改良とか生活文化の改善をすることが重要な目的になつてゐることなどは、中でも非常に重要なわけですが、この



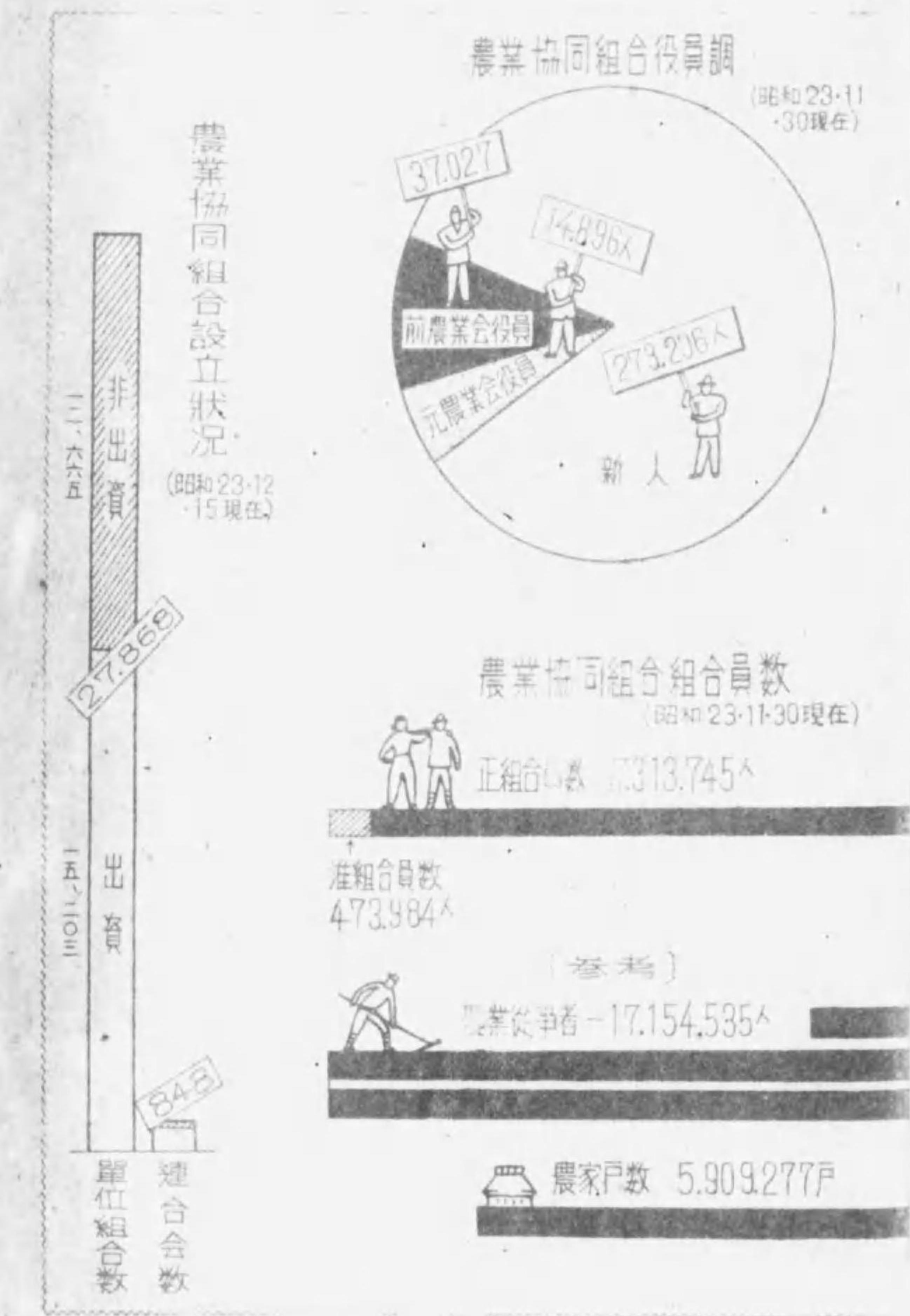
「組合員の組合員の組合」 人民、人民による人民の 「人民の政治」 リンカーン

ンフレットが一應そういう點にふれなかつたのは、今申したような理由によるわけで、ここにお話したことだけを承知していれば、もう農業協同組合についてはすつかり卒業をしたといふわけにはもちろんゆきません。その點は、よく承知しておいて下さい。

しかし、皆さん、農業協同組合といふものは、決してむずかしいものではありません。皆さん方の農業經營や、皆さん方

も、協同組合といふもののほんとうの姿と比べてみると、大分横道にそれでいた點があることで、そういう點から、あるいは皆さん方が協同組合のほんとうの姿について、しらずらすのうちに、まちがつた考え方をもつておいでになるのではないかということなのです。もちろん、これは役所にも責任があります。しかし、それはそれとして、もしもさうあるとするならば、この際それを改めていただく必要があるわけで、そういう意味から、このパンフレットが書かれることになつたわけです。

露光量違いの為重複撮影



の家庭の生活を今までよりもよいものにするのがその目的なのであります。要するに組合員である皆様のために皆様がつくり、そして、組合員である皆様のためになるように、皆様方がそれを動かす、ということさえしつかり覚えておれば、いろいろな問題は、かんたんに解決することができるのです。

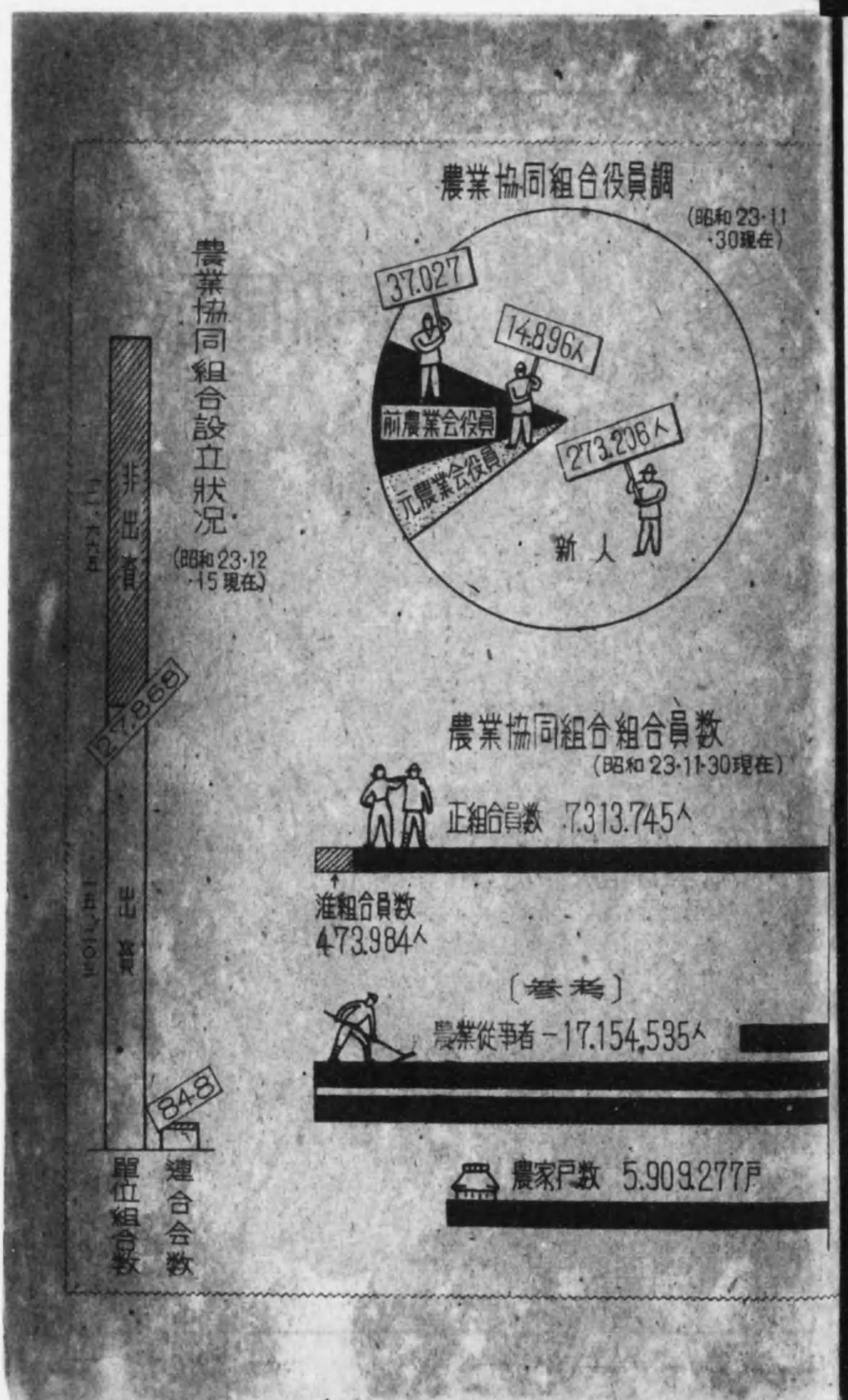
皆さんも御承知のアメリカの有名なリンカーンが、民主主義の政治というものを説明して、「人民の、人民による、人民のための政治」だといいました。この言葉は、少しいい換えれば、農業協同組合の場合にもあてはまるのです。そうです、「組合員の、組合員による、組合員のための組合」こそ、農業協同組合なのです。そしてこのことを具体的に説明した

ものが、この「農業協同組合の原則」なのであります。

繰り返して申し上げますが、皆さんが、組合を強く発展させて、皆様の利益を最大限にするには、よく組合の原則、事業の内容、経理の仕組、運営の方法等を知ることに努めなければなりません。そのためには、皆さんは月々の組合の集会に必ず出席して説明をきいたり、意見を述べたりするとともに、組合からでるニュースや通知などにも必ず目を通しましょう。

また、組合の役職員は、このようなことを皆さんに知らせる責任がありますから、皆さんからも、どしどし役職員に要求して、賢明な判断力をもつて、積極的に運営に参加しましょう。

露光量違いの為重複撮影



の家庭の生活を今までよりもよいものにするものがその目的なのであります。要するに組合員である皆様のために皆様方がつくり、そして、組合員である皆様がためになるよう、皆様方がそれを動かす、ということさえしつかり覚えているならば、いろいろな問題は、かんたんに解決することができるのです。

皆さんも御承知のアメリカの有名なリンカーンが、民主主義の政治というものを説明して、「人民の、人民による、人民のための政治」だといいました。この言葉は、少しいい変えれば、農業協同組合の場合にもあてはまるのです。そうです、「組合員の、組合員による、組合員のための組合」こそ、農業協同組合なのです。そしてこのことを具体的に説明した

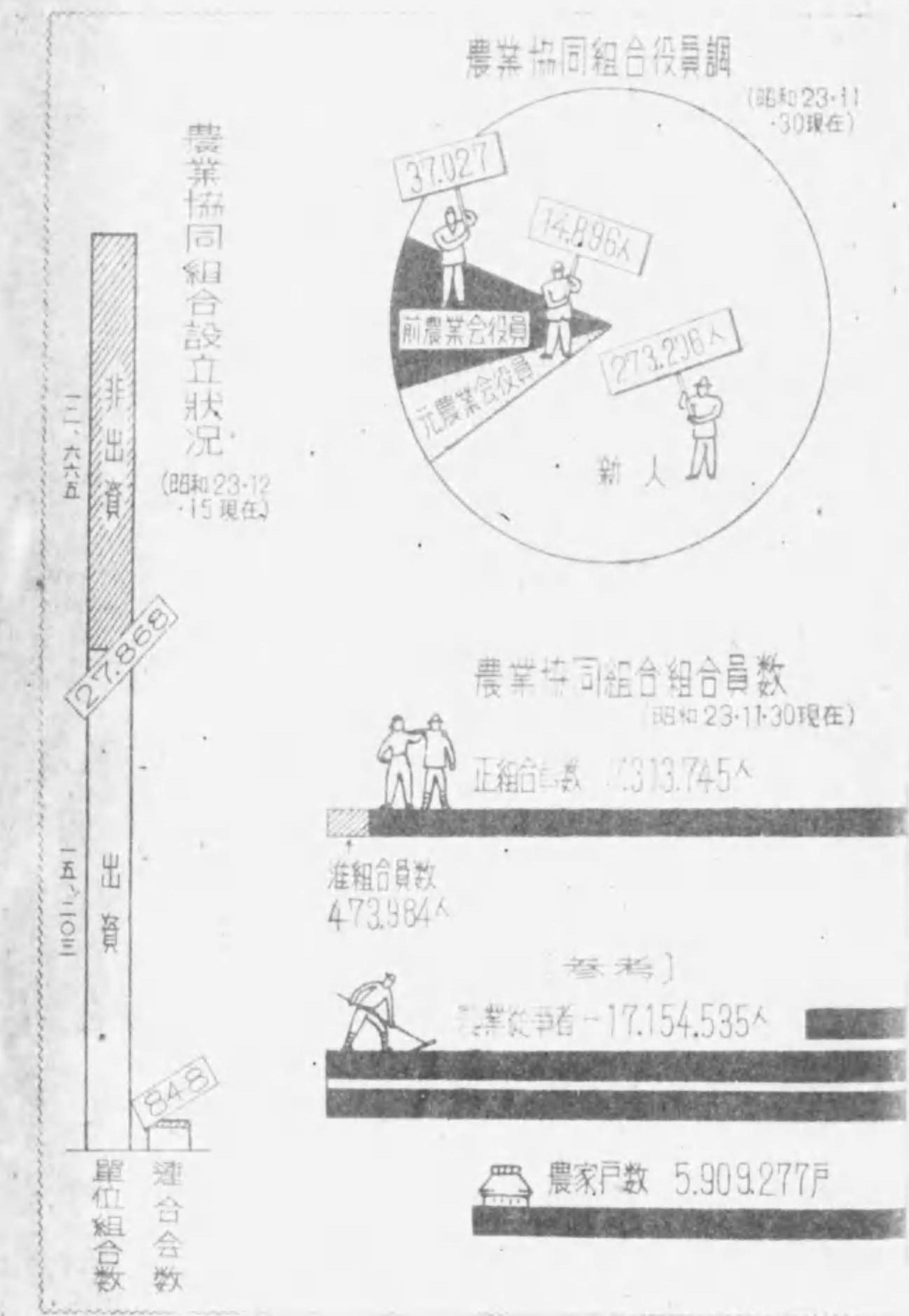
ものが、この「農業協同組合の原則」なのであります。

繰り返して申し上げますが、皆さんが、組合を強く発展させて、皆様の利益を最大大きくするには、よく組合の原則、事業の内容、経理の仕組、運営の方法等を知ることに努めなければなりません。そのためには、皆さんは月々の組合の集会に必ず出席して説明をきいたり、意見を述べたりするとともに、組合からでるニュースや通知などにも必らず目を通しましよう。

また、組合の役職員は、このようなことを皆さんに知らせる責任がありますから、皆さんからも、どしどし役職員に要求して、賢明な判断力をもつて、積極的に運営に参加しましょう。



露光量違いの為重複撮影



の家庭の生活を今までよりもよいものにするのがその目的なのであります。要するに組合員である皆さん方のために皆さん方がつくり、そして、組合員である皆さん方のためになるよう、皆さん方がそれを動かす、ということさえしつかり覚えておれば、いろいろな問題は、かんたんに解決することができます。

皆さんも御承知のアメリカの有名なリンカーンが、民主主義の政治というものを説明して、「人民の、人民による、人民のための政治」だといいました。この言葉は、少しいい變えれば、農業協同組合の場合にもあてはまるのです。そうです、「組合員の、組合員による、組合員のための組合」こそ、農業協同組合なのです。そしてこのことを具體的に説明した

ものが、この「農業協同組合の原則」なのであります。

繰り返して申し上げますが、皆さんが、組合を強く発展させて、皆さん方の利益を最大限にするには、よく組合の原則、事業の内容、經理の仕組、運営の方法等を知ることに努めなければなりません。そのためには、皆さんは月々の組合の集会に必ず出席して説明をきいたり、意見を述べたりするとともに、組合からでるニュースや通知などにも必らず目を通しましよう。

また、組合の役職員は、このようなことを皆さんに知らせる責任がありますから、皆さんからも、どしどし役職員に要求して、賢明な判断力をもつて、積極的に運営に参加しましょう。

終

